

(2) 認定後の手続

- 公務上（通勤災害該当）と認定された場合

受診した医療機関へ直ちに公務上（通勤災害該当）と認定された通知書の写しを提出してください。

以後、補償等の手続を行わなければなりません。

- 公務外（通勤災害非該当）と認定された場合

受診した医療機関へ直ちに公務外（通勤災害非該当）と認定された旨を伝えてください。治療費の支払いは、共済組合員証（保険証）が使用できます。